

PPS・IPPへの取り組み

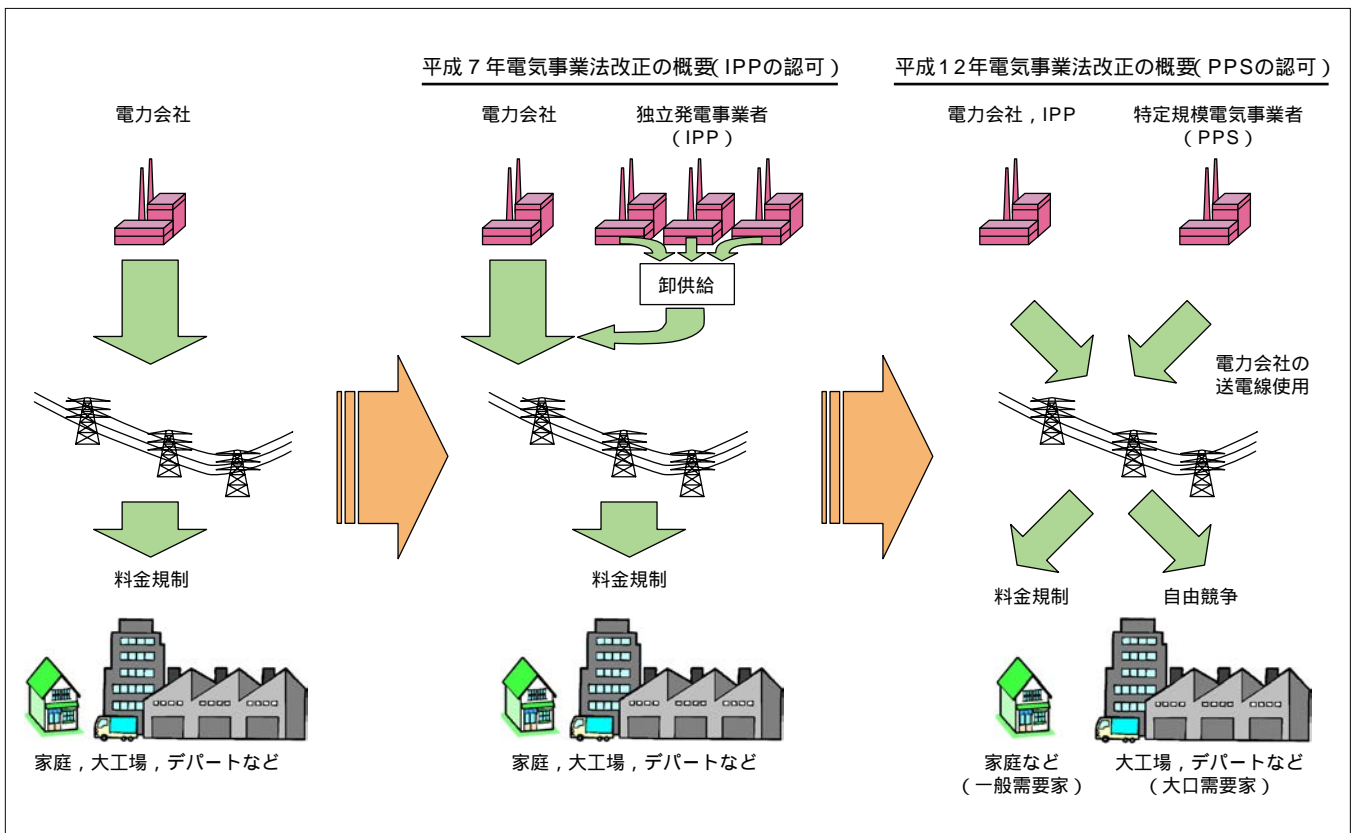
番場隆治* 中田浩人*
高松宏至*
上田健二*

要 旨

我が国では、平成7年に発電部門への新規参入拡大を目的とした電気事業法の改正により、電力会社以外の一般企業でも独立系発電事業者(Independent Power Producer : IPP)として一般電気事業者(10電力会社)へ電力の卸供給が行えるようになった。さらに平成12年の電気事業法の改正から、特定規模電気事業者(Power Producer and Supplier : PPS)が大口需用家(使用規模が2,000kW以上で2万V以上の特別高圧線路から受電)に電力会社に託送料金を支払って対象需要家へ電力を供給することができるようになった。併せて、その対象需要家は、PPSと自由に契約を結び電力

会社の送電線を利用してPPSから電力供給を受けることが可能となった。PPSの参入形態は特定規模電気事業に参入する以前から自社グループ内に自家発電設備を持っていた企業や自家発電設備を持たない企業など様々であるが、PPSによる発電所建設計画は今後活発化されるものと考えられる。

本稿では、電力自由化の流れを背景に、三菱電機のPPSに対する発電所建設計画への取り組みや、離島IPP発電所の建設計画概要について述べる。



平成7年電気事業法改正

事業者にも市場への参画機会を拡大し発電市場での競争を促進することを目的として、電力会社の電源調達に入札制度を導入し、IPPから電力会社への卸供給を制度化した。

平成12年電気事業法改正

経済構造改革の一環として、大口需要家への電力小売供給を自由化した。電力会社が維持・運用する送電設備を介して大口需要家に対して電力の供給を行える。

*電力・社会システム事業所